

質問回答

2017年6月6日

「(案件名). ミャンマー国通関電子化を通じたナショナル・シングル・ウィンドウ構築及び税関近代化のための能力向上プロジェクト(MACCS運用改善・ミヤワディ試行展開支援)」

(公示日:2017年5月24日 / 公示番号:170292)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	「プロポーザル作成ガイドライン」様式4-5(その1)	評価対象業務従事予定者経歴書の職歴の欄に記載しきれない場合は別紙に記載してもよいか。	別紙に記載頂いて構いません。ただし、同ガイドライン 1.1.3(2)7)記載の通り、職務内容を1~2行で簡潔に記載して下さい。
2	「業務指示書」第3-5. 現地再委託 および「現地再委託契約手続きガイドライン」	現地業者との再委託契約にあたり、現地業者の日本国内関連会社を契約先とする、もしくは、契約代行を依頼することは可能か。	原則的には、現地業者との直接契約を想定しており、現地業者の日本国内関連会社を契約先とする、もしくは、契約代行を依頼することは想定していません。しかしながら、そうせざるを得ない事情等がある場合、プロポーザルにその旨記載の上、ご提案ください。詳細は契約交渉にて協議・相談させていただきます。
3	「契約管理ガイドライン」4.(4)	現地業者との再委託契約にあたり、契約金額の通貨はドルとなることも想定しているが、為替レートの変動により、見積金額と大幅に変わる可能性がある。その場合はガイドラインに記載のあるとおり支払い時の為替レートで清算可能か。	再委託契約については、ガイドライン記載の通り、為替差損が発生する場合、打ち合わせ簿を交わして契約金額を超えての精算が可能です。詳細は、契約管理ガイドライン4(4)を参照下さい。

以上